

様式44

令和4年 8月24日

三重県知事 一見 勝之 様

医療法人の住所	三重県名張市桔梗が丘2番町1街区54番地
医療法人の名称	医療法人 久保耳鼻咽喉科クリニック
理事長名	久保 将彦
電話	0595(65)7111

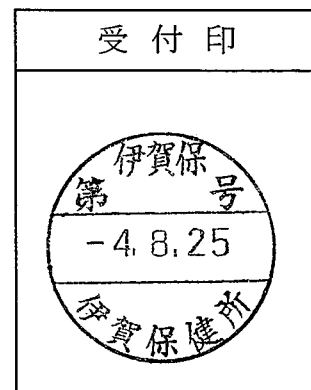


決 算 届

令和3年 7月 1日から令和4年 6月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



様式1

事業報告書

(自 令和3年 7月 1日 至 令和4年 6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 久保耳鼻咽喉科クリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 三重県名張市桔梗が丘2番町1街区54番地
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 8年 11月7日
- (4) 設立登記年月日 平成 8年 11月20日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	久保耳鼻咽喉科クリニック	三重県名張市桔梗が丘2番町1街区54番地	一般病床 床
			療養病床 床
			[医療保険 床]
			[介護保険 床]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

注) 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

注) 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

様式2

法人名 医療法人 久保耳鼻咽喉科クリニック

※医療法人整理番号 02711

所在地 三重県名張市桔梗が丘2番町1街区54番地

財 産 目 録

(令和4年 6月30日現在)

1. 資 産 額	77,938	千円
2. 負 債 額	5,996	千円
3. 純 資 産 額	71,942	千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A. 流 動 資 産	44,819
B. 固 定 資 産	33,119
C. 資 産 合 計 (A+B)	77,938
D. 負 債 合 計	5,996
E. 純 資 産 (C-D)	71,942

注)財産目録の価格は、貸借対照表の価格と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-4

法人名 医療法人 久保耳鼻咽喉科クリニック
 所在地 三重県名張市桔梗が丘2番町1街区54番地

※医療法人整理番号 02711

貸借対照表
 (令和4年 6月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	44,819	I 流動負債	4,861
II 固定資産	33,119	II 固定負債	1,135
1 有形固定資産	6,619	(うち医療機関債)	(0)
2 無形固定資産	5,511	負債合計	5,996
3 その他の資産	20,989	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	(0)	科目	金額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	61,942
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	71,942
資産合計	77,938	負債・純資産合計	77,938

様式6

監事監査報告書

医療法人 久保耳鼻咽喉科クリニック
理事長 久保 将彦 殿

私は、医療法人 久保耳鼻咽喉科クリニック の令和3会計年度(令和3年7月1日から令和4年6月30日まで) の業務及び財産の状況等について監査を行いました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年8月7日

医療法人 久保耳鼻咽喉科クリニック
監事 池田 整治 印

